

県外・海外からの出願に関するQ & A

- 1 3月末に他県から愛知県に転居する予定ですが、愛知県の公立高等学校入学者選抜に出願できますか。

保護者の転勤等による一家転住の場合には、他県から愛知県の公立高等学校入学者選抜（推薦選抜、特色選抜及び特別選抜を含む）に出願することができます。出願手続きの中で、転居先住所は卒業予定の中学校が確認することになっています。その際、住民票等の確認書類が必要かは、卒業予定の中学校にお尋ねください。出願の手続き等については、詳しくは秋以降に愛知県教育委員会高等学校教育課のウェブページに掲載します。

なお、他の都道府県の公立高等学校と愛知県の公立高等学校に、あわせて出願することはできません。

- 2 愛知県外の中学校の卒業（見込）者の場合、愛知県の公立高等学校入学者選抜に出願する場合、どのように手続きすればよいですか。

在籍している県外の中学校をWeb出願システムに登録する必要があります。愛知県教育委員会高等学校教育課のウェブページに県外の中学校からの出願手続きについて掲載しますので、中学校から手続きをしてください。

- 3 海外の現地校を修了して出願する場合は、どのような手続きが必要ですか。

Web出願システムにより、「出願資格確認申請」を行います。愛知県教育委員会高等学校教育課の承認を受ける必要があります。審査の結果、現地の正規の教育機関において9年目の課程を修了していること（又は当該年の3月に修了見込みであること）が確認されれば、出願資格が認められます。

審査には、海外の現地校において9年目の課程を修了していることがわかる書類及び最終学校の成績証明書の画像データが必要です。

- 4 海外から帰国して、推薦選抜に出願できますか。

日本人学校の卒業見込者は推薦選抜に出願できますが、海外現地校の出身者は出願できません。

- 5 「海外帰国生徒にかかる入学者選抜」を受検する場合は、どのような手続きが必要ですか。

Web出願システムにより、「出願資格確認申請」を行います。愛知県教育委員会高等学校教育課の承認を受ける必要があります。海外帰国生徒選抜への出願については、提出される「原則として継続して2年以上海外に保護者とともに在住していたことを証明する書類」に基づいて資格の有無を判断します。この書類は、本人氏名、保護者氏名、在留

国、在留期間を明示し、在留期間中に本人が保護者とともに居住していたことを、保護者の勤務先などが証明する書類です。現地校の在学証明書は、本人が保護者とともに海外に居住していることを示すものではありませんので、証明する書類にできません。

6 「海外帰国生徒にかかる入学者選抜」を受検したいのですが、2校に出願できますか。

海外帰国生徒選抜に出願する場合、その高等学校・学科を第1志望として、一般選抜にも出願するものとしています。また、もう一方のグループの高等学校にも一般選抜で出願することができます。ただし、普通科に出願する場合は、居住する市町村が属する学区の高等学校に出願していただくことになります。また、2校に海外帰国生徒選抜で出願することはできません。